

犯罪収益移転防止法に係る申告 (外国 PEPs)

私は、「外国の政府等において重要な公的地位を有する者（過去において該当する場合も含む）等」に該当しません。

犯罪収益移転防止法により、金融機関等は、お客さまと一定の取引を行うにあたり、お客さまが外国の元首、または外国の政府等において重要な公的地位を有する者等に該当される方であるかを確認する義務が課されております。

このため、「お客さままたはご家族さま」が外国の要職にある（またはあった）者に該当される場合には、本アプリから口座開設のお申込みをいただくことはできません。

なお、外国の政府等において重要な公的地位を有する者（過去において該当する場合も含みます。）とは以下の者をいいます。

1. 以下の①～④（過去に①～④であった者を含みます。）

- ① 外国の元首
- ② 外国の政府において以下の職に相当する職にある者
 - ・ 日本における内閣総理大臣、国務大臣、副大臣
 - ・ 日本における衆議院（副）議長、参議院（副）議長
 - ・ 日本における最高裁判所裁判官
 - ・ 日本における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表、全権委員
 - ・ 日本における統合幕僚（副）長、陸上幕僚（副）長、海上幕僚（副）長、航空幕僚（副）長
- ③ 外国の中央銀行の役員
- ④ 外国の予算について国会の議決を経、または承認を受けなければならない法人の役員

2. 上記1に掲げる者の家族（以下の①～⑤）

- ① 配偶者（事実婚を含みます。以下、同様。）
- ② 父母
- ③ 子
- ④ 兄弟姉妹
- ⑤ ①～④以外の配偶者の父母、および配偶者の子

以上